

水道用次亜塩素酸ナトリウム納品仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、令和6年度において周南市上下水道局に納品する次亜塩素酸ナトリウムに関し、必要な事項を示すものとする。

2. 品質規格

製品の品質は、以下の規格のいずれにも適合するものであること。

規格 1

引用規格：JWWA-K-120-2008-2 品質一級

項目 (JWWA-K-120-2008-2品質一級)	規格値
有効塩素	12.0 %以上
外観	淡黄色の透明な液体
比重 (20℃)	1.16 以下
遊離アルカリ	2 %以下
臭素酸	50 mg/kg以下
塩素酸	4000 mg/kg以下
塩化ナトリウム	4.0 %以下

規格 2

「水道施設の技術的基準を定める省令」の第1条第16号（別表第1）に掲げる基準に適合すること。
また、設定最大注入率は(有効塩素10%溶液に換算した値に対し)100mg/Lとし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（平成29年3月28日付け生食水発0328第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知）に基づくものとする。

3. 契約方法 1 kg当りの単価契約

4. 納入期間 契約日～令和7年3月31日

5. 品質試験

納入業者は、契約後すみやかに製品の品質試験成績書、または品質認証を受けている場合は、認証登録証の写しを提出すること。また品質試験成績書は公的な試験機関又は計量証明事業登録(濃度)を受けた事業所において提出日より3ヶ月以内に発行されたものに限る。

なお、本局においては、納入期間中に適時納入製品を抽出し、品質の確認を行うことがある。

6. 納入場所、購入予定数量及び搬入方法

納入場所	年間予定数量(kg)	タンク容量	1回の納入量	搬入方法
大迫田浄水場	57,000	4.0m ³ ×2	3,480kg 3m ³	タンクローリー
旧一の井手浄水場	1,830	1.1m ³ ×2	1,160kg 1m ³	
菊川浄水場	105,900	15.0m ³ ×2	9,280~11,600kg 8~10m ³	
中山中継ポンプ所		1.5m ³ ×1	580kg 0.5m ³	
楠本浄水場	44,100	5.0m ³ ×2	4,640kg 4m ³	
徳山中央浄化センター	35,000	6.5m ³ ×1、10m ³ ×1	4,640~6,960kg 4~6m ³	
徳山東部浄化センター	26,000	4.5m ³ ×1	3,480kg 3m ³	
新南陽浄化センター	60,000	3.0m ³ ×1、5.0m ³ ×1	2,320~4,640kg 2~4m ³	
合計	329,830			

ただし、原水等の水質状況や処理水量により使用量が変動するため、上記の数量未満でも超過しても同一単価で納入するものとする。

7. 納入

- (1) 上下水道局から指示した日時に指定数量をタンクローリーにより納入するものとし、いかなる場合でも業務に支障をきたさないよう指定期日までに納入すること。
- (2) 納入時には、上記「2. 品質規格 規格1」に掲げる表の項目についての試験成績書、納品書及び公認の計量所で発行する計量証明書を提出すること。
- (3) 納入品は、上記「5. 品質試験」を受けた製造工場の製品、または認証登録証により製品の品質の認証を受けた工場で製造されたものを納入すること。
- (4) 支払については、納入毎ではなく1ヶ月分をまとめて支払うものとする。
- (5) 各薬品に関する取り扱い規定等を遵守し、作業をすすめること。
- (6) タンクローリーから貯槽への移送時には、漏洩等の無いよう十分注意すること。
- (7) 漏洩が発生した場合、係員に連絡し係員の指示のもと自らの責任において中和作業を行うこと。
- (8) その他、搬入作業にあたっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理のもとに行うこと。